

派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱

第一 派遣先は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、派遣先が設置及び運営し、その雇用する労働者が通常利用している物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設等の施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければならないこととする。

第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第十一項の規定による配慮は、労働者派遣契約の締結又は更新の時だけではなく、当該締結又は更新がなされた後にも求められるものであることとする。

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この告示は、平成三十二年四月一日から適用すること。

派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱

第一 派遣先は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、派遣先が設置及び運営し、その雇用する労働者が通常利用している物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設等の施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるよう配慮しなければならないこととする。

第二 **労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第十一項の規定**による配慮は、労働者派遣契約の締結又は更新の時だけではなく、当該締結又は更新がなされた後にも求められるものであることとする。

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この告示は、平成三十二年四月一日から適用する~~ものとする~~こと。